

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子
件名	令和8年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱について		
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども未来部保育課所管の令和8年度単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点：年度及び年を改める。 制定する要綱 令和8年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 病児・病後児保育事業の適切な執行ができる。</p>			
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p>			
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>病児・病後児保育事業については、事務の性質上、要綱の施行日以前に準備行為が必要であり、実施要綱の附則の中で準備行為について定めている。 3月に入って準備行為を行わなければならないため、実施要綱を制定し、円滑に事務を進めたい。</p>			
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに事務を進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>			